エンハンスメントの哲学と倫理

概念的な見取り図の試案

植原亮

1 はじめに

としたい。 スメントをめぐって形成されている哲学的・倫理学的な議論領域の概念的な見取り図を描き出すことを目的 メントが備える哲学的含蓄は何か。こうした問いを考察していくための一助となるべく、本稿は、エンハン ンパクトをもたらすだろうか。それはいかなる文化論的な位置づけをもつのだろうか。あるいはエンハンス エンハンスメントは多くの問いを呼び起こす。エンハンスメントはわれわれの社会にどのような倫理的イ

エンハンスメントとは何か

まずはごく一般的に、 エンハンスメントとは何であるかを説明しておこう。エンハンスメントとは、 おお

⁽¹⁾エンハンスメントを哲学的・倫理学・文化論的観点から主題的に扱った、日本語で読めるまとまった著作としては、 2005]、[町田・島薗編 2007]、[生命環境倫理ドイツ情報センター 2007]、[上田・渡辺編 2008]などがある。 [金森

との協調性や共感能力といった能力の強化や、さらにこうした能力を基礎とする道徳的な特性の向上とい 化することによって記憶力を高めたりする、 じて身体的な運動 医学・遺伝学・バイオテク 味する。その際に用いられる技術的手段は よそ、 たとえば、 人間 神経伝達物質の産生への介入によって可能になるかもしれない。 がもつさまざまな特 人工器官や人工血 能 力を増強したり、 ノロ 付性や能力 ジー |液の利用などの医学的な方法によって循環器系の機能を強化することを通 ・脳神経科学・情報科学・ロボティックス・ナノテクノロジーなどを含 薬物の服用や遺伝的改変を通じてある種の神経伝達物質の産生を活 力を、 というのがその例だ。 技術的 カテゴリー上の重なり合いや上下関係などを無視して述べ な手段によって標準以上に強化 知的能力に限らず、 また、 皮膚科学や美容整形外科(2) Ļ 情動の安定性や他 向上させることを意

スポ

ーツ医学、

不妊治療などもエンハンスメントに数え入れられる([Farah et al. 2004])。

あるいは 来のように主として言語を介したあり方ではなく、 方でなされるようになるかもしれない。そして、これが可能であれば、 た脳をコンピ きる可視光の領域よりも外側にある紫外線や赤外線を「見る」ことができるようになるかもしれ 創出することも ろう範囲まで能力を拡張することや、人間が元来もっていなかったような種類の新しい特性や能力を獲得 存在となっていくかもしれない。 | Brain-Machine Interface さらに、 メージを直接送受信するといったような新しいコミュニケーショ いくぶんSF的ではあるが、 利用可能な技術の将来的な発達いかんで、そもそも人間が自然な条件下ではもちえなかったであ 可 能になると考えられる。 タと直接的に結びつけて相互作用させることで(このような技術を「サイボーグ技術」、 略して「BMI」などと呼ぶ)、われわれの思考ないしは心的活動はこれまでに このような能力の われわれは人格を電脳空間 脳神経科学と情報技術の発達によって、 コンピュータを媒介することによって、 拡張や獲得ない 配アッ ンの形態が生み出されるとも考えられる。 ,し創 プ・ロ 他者とのコミュニケー 出は、 ードすることで身体をもたな まだ現実化されていな 現在 の人間 たとえば視覚的 に直 ションも ないし、 接 15 知覚で あ ま

階にあるか、 スメントをめぐる議論では真剣な検討の対象として扱われている。 あるいはようやく現実化の端緒についたにすぎない段階に位置するものであるもの 工

ン

エンハンスメントの光と影

通じて社会全体は恩恵を享受することになるであろう。 がる。こうしてエンハンスメントは、個人が社会において有効に活躍しうる場面を広げるとともに、それを 可 な負担は大いに軽減されることになる。それは、 力を補助することで、 齢者の介護においては、 られるいっそうの高齢化に対して、次のような貢献をなすであろう。身体の自由があまりきかなくなった高 うに思われる。エンハンスメントはたとえば今後われわれの社会においてまちがいなく進展していくと考え 能にし、あるいは、 エンハンスメントが、 重いものを持ち上げたり支えたりする力を増強することができれば、そうした肉体的 あまり筋力のない人でも、 介護者には相当の肉体的な負担がかかる。そこで、 われわれの社会や生活にさまざまな点で広く恩恵をもたらすことは明らかであるよ 労力の余剰分を介護における他の要素に振り向けることを 高齢者介護に積極的に参与できるようになることにもつな ロボット・スーツを装着して筋

すると考えられるのである。では、 るエンハンスメントが許容可能であるわけではないだろう。それは、多くの技術と同様、 詳述するまでもなく、 しかし、このように社会に恩恵をもたらすことが明らかなエンハンスメントがあるのだとしても、 歴史的にいって、新しく誕生した技術はしばしば社会との間に軋轢を生み出してき エンハンスメントはいかなる問題を生み出すと考えられるだろうか。 光と影の両面を有 あらゆ

3

を強化・増強することのみならず、その拡張や獲得、 なお本稿で「エンハンスメント」というカタカナ表記を用いるのは、 [Parens ed. 1998] とせ、 美容整形を主題とする論文が数篇収められている 創出といった新しい事態をも包括した形で表したい、と考えるからである。 それによって、 技術的な手段を用いて人間の特性や能力

が 点に関しては、 応 だと目されている概念を適用すべきだと思われる問題が含まれているのである。 題のなかには、 0 険性を有するものであるから、利用者が、そうした危険性について事前に十分な情報を受け取ったうえでこ でもなく、この過程において安全性が完全に保証されるわけではなく、また感染症のおそれなどの一定 極を埋め込み、それを有線で脳活動の読み取り機械と接続する、といったことが必要である。 ピュータと直接的に結びつけるこの技術を用いるには、いまのところ、利用者の頭蓋骨を切開 た つって、 技術の利用について決定を下す、という手順を踏むことができるようになっていることが望ましい。 用倫理学、 エンハン それを可能にする制度の構築が図られねばならない。このように、 とりわけ医療倫理学ないしは生命倫理学の枠組みによって対処すべきことがらもある。 スメントもまた同様の軋轢を生み出すことだろう。その意味では、そうした軋轢には、 先に述べたサイボーグ技術・BMIを例にとって説明するのがよいだろう。 インフォームド・コンセントや自己決定権といった、従来の生命倫理において一般的に有効 エンハンスメントが 脳を機械やコン だが、 して脳 もたらす 従来の いうま この 0) K 危

付言:可能性のなかで問いを立てることの意味

論じていきたい。

次節以降、そうしたエン

とはいえ、一方でエンハンスメントは、

少なくともエンハンスメントにおいてこそ顕著に見出されるような種類の問題を生み出すようにも思われる。

これまでには存在してこなかったような固

有の

間

題

ある

は

ンスメントに際立って特徴的であるような、

哲学·倫理学上

0)

問題のいくつか

論だといえるのだろうか、という懸念が抱かれる場合があるかもしれない。 しているためにいくぶん現実性を欠いているように見えてしまい、それゆえ果たしてそれが実質を備えた議 なお、 エンハンスメントをめぐる議論が、ときとして未来を遠望していたり可能性の細部を追い求めたり

現実化の前にその影響について十分に論じておくことは、少なくとも害悪の予防という観点から大いに意義 要性はいうまでもないだろう。しかし、たとえ実現の可能性が低く見積もられるようなシナリオであっても えで(なかなかに困難ではあるが)、実現の可能性が大きく見積もられるシナリオを重点的に考察することの重 あることだといえる。深刻な害悪が実際に生じてからでは遅きに失するケースも考えうるからである。 のような懸念に対しては、 以下のように応答しよう。確かに、 技術の発展をなるべく正確に予測したう

ろう。 して考察を深めていかざるをえないのであり、その意味で出発点の明確化は必須の作業だといえるのである。 とになるのだ。 ような状況を設定していると思われる場合であっても、そこでの考察が概念の明晰化という役割を果たすこ するために有効であろう。つまり、エンハンスメントをめぐる議論は、 現在のわれわれが有する哲学的・倫理学的な概念がどのような内容と適用範囲をもっているのかを明らかに また、ある種の極端な状況を設定し、そのなかでのわれわれがいかなる判断を下すかを考察することは、 結局われわれは、 その限りにおいて、そうした議論は、哲学的には非常に興味深い知見をもたらしてくれるだ たとえ将来的な改訂の可能性があるにせよ、 あくまでも現在もっている概念を行使 かりに現実化の可能性を度外視した

論点については、[島薗 2005] を参照 のではないか、という論点があるだろう。これについては、[Freedman 1998]、 た論点は以下のようにいくつも挙げられる。まず、エンハンスメントの軍事利用についてである。この論点については、 エンハンスメントに関する議論において際立って顕著に現れるにもかかわらず、本稿では扱うことができなかっ 次に、精神機能に技術的に介入するエンハンスメント(あるいは脳科学一般)が人間の機械化をもたらす [信原 2008b]などを参照。宗教文化との関連という

な影響がまだ単なる可能性があるという段階で問いを立てることになるからである([信原 2008a]: 7–10) 脳神経倫理学において同様の見解を見出すことができる。 脳神経倫理学は、脳神経科学が社会に及ぼすと考えられるさまざま

化

る必 競争社会といった論点とどのように関連するかを見ていくことにしよう。 が登場してくる可能性がある。ここでは、このような薬理的手段による認知的エンハンスメントが公平性 ている製薬会社も存在しており、 と呼ばれて学生や社会人に服用されているといわれている。さらに、そうした薬物の研究 ンハンスメントを可能にするとされる薬物は米国ではすでに「スマートドラッグ」や「スマートピ といった知的能力を高める薬物について考えてみることにしたい。 知的能力の エンハンスメントを許容すべきかどうかを論じるためには、その社会的影響について十分に考察す エンハンスメント さまざまなエンハンスメントのうちで、 (認知エンハンスメント) であると思われる。 今後、 安全性に問題もなく、一定以上の効果をもたらすような能 社会的影響に関する考察にとって重要となるのは、 実際の効果のほどはさておき、 そこで以下では、 開発を目的 集中力や記憶力 認知的 力増 ル」など

ない。 れる。 することができるだろう。それもまた、 の力を借りなかった受験生との間には、 たとえば、 ピングがフェアではないのと同様なのである。もちろん、試験においては、 的能力の そうだとすると、 入学試験の場面で、 増強剤 は 将来的に入学試験は、 それを利用する集団とそうではない集団との間に不公平をもたらすように思わ 能力増強剤によって普段にはない集中力を発揮する受験生と、そうした薬物 不公平があると考えるのが自然だ。それは、 オリンピックでドーピングが厳しく処罰されるのと同様だと考えら 必ず尿検査とセットとなって行われるようになるの 制度的に薬物 オリンピックに 0 服 かも 用 を制限 れ

能力増強剤を使用して効率的に勉強を進めてきた受験生がやはり有 しかしそのような制度を設けたとしても、 試験会場では服用 しな Ų 利なままであるとも考えられる。 もの 0 長期にわたる受験勉 強 間 間 K

考慮するならば、 来よりもいっそうの不公平が生み出される可能性があることになる。 しまう、 果に受験生の経済的要因を反映させ、 受験生に比べて、 題となるの 比べて、 という役割を果たすことになるかもしれないわけだ。私立学校や塾、 薬理的な認知 は そうした薬物が高価である場合に、 その恩恵にあずかりやすくなるということだ。 教育の公平性を保つために、 エンハンスメント それを通じて高等教育を受けるため は効果が大きいのかもしれず、 能力増強剤の服用を全面的に禁止し、 経済的に恵まれた家庭の受験生 つまり、 それゆえ、 そうだとすると、 の機会均等等を実質的 認知エンハン 家庭教師といった伝 このような可能性 は その流通を厳 そうでは スメン それ 卜 に阻 に は よっ 統的手 を真剣に 家 試 7 庭

するという施策をとらねば

ならなくなるだろう。

協調 に苛烈な競争をますます繰り広げていくような社会をわれわれは望ましく思うだろうか、というわけだ。 は 0 と思われるのが、 はまず、 機会均等に関わるような不公平は生じにくいと思われるが、 次 に .性を高 の範囲を社会全体に広げた場合には、 これに付随する問題として、 競争社会の激化という懸念である。 める薬物によって対人関係も円滑に保たれるとしよう。 社会人が仕事を行う場面である。 エンハンスメント 少々事情が異なる。 多くの 人が能力増 知的能力を増強する薬物によって迅速に業務をこな 0 暗 一黙的な強制という問題が挙げられ 強剤を服用していっそう仕事に精励 同じく競争的でありながら、 しかし別の懸念が示されることになる。 この場合、 上で述べた受験 試 る。 の場合と同 験とは異なる 能力増 Ĺ それ 互

達成 囲 剤 が普及 Ĺ 圧力によってやむなくエンハンスメントするほかない、 しなけ していくと、 n ばならない たとえ個人としてはそのような手段によるエ ノル マ b エ ンハ ン ス メン <u>۱</u> していることを前提に設定される。 という状況が生じてくるだろう。 ンハ ンスメントを望まない 社会の 仕事の内容 としても あり 方 P 周

⁶ 部はこれらの エンハンスメントにつ 既出の拙論と、 いて主題的に扱ったものとして、 ある程度の論点上の重なりを有しているということをお断りしておきたい。 拙論 植原 2007 p [植原 2008] を参照され たい な お

に はうまく社会をわたっていけなくなるかもしれない。このように、 ハンスメントを前提としたものに変化していき、 望むと望まざるとにかかわらず、 ある意味でエンハンスメント エン ハン ス メント は なし

自由を奪うことにつながる可能性をもっているのである。 れに加えて、エンハンスメントが社会の成員の能力や特性の画一 化をもたらす可能 性 が 指 摘され

会において望ましいとされる能力や特性ばかりが強化されるようになると、

結局のところみな似たような能

だとすれば、 力の持ち主になってくる。もしも、 このような画一化には大きな懸念が抱かれることになる。 各成員がもつ能力や特性における多様性の存在が社会にとって重要なの

が 以上の問 個人の自由を尊重して部分的に利用を認めていく、 け入れていく道筋もあることだろう。 、導き出される可能性もある。 もちろん、 どのような人々からなる共同体を望ましいと考えるか、 題の多くは杞憂にすぎず、社会は積極的にエンハンスメントを許容していくのがよい、 各シナリオの妥当性と受容可能性を見極めていくことが必要なのである。 以上の問題を回避して、 いずれにせよ、 社会とその成員にとって価値ある仕方で有効にエンハンスメントを受 それは全体としてはエンハンスメントの利用を法的に制限しながらも エンハンスメントが、 といった道筋になるかもしれない。 といった問題と直結している、 われわれがどのような社会を構想する あるいは、 ということは という結論 そもそも

3 治療/エンハンスメント――制度的問題と概念的問題との境界

ないしは 療 ンハン /エンハンス 健 康 スメントは許容できるか、という問題に対してひとつの手がかりを与えるように思われるの 正常な状態に引き上げることである。これに対し、そうした能力や機能、 メント」の二分法である。 治療は、 低下した身体的 精神的機能や能力などを標準程度 特性といったもの *い*が、

ンスメントである、 がすでに標準的ないしは健 というわけだ。 !康・正常であるにもかかわらずそれ以上の水準にまでそれらを高めるの 先述したように、 エンハンスメントにはさらに、 機能や能力の ン

出を含めてもよいだろう。

とつにはそれが治療ではないという点に関わっている、 にするべきものではない、などといった具合である。いずれにせよ、 という理 脱的で不当な行為として許容されないか、 たとえば公的な医療保険の適用対象として扱うべきものだとして許容される。 方の治 このような区分に立脚して、 由 療 により、 は正当な行為と見なされ、 社会には個人のエンハンスメントを支援する義務はなく、 以下のような議論が展開される また社会は積極的に治療を行う義務があるとされるため、その一 あるいは社会的には個人の自由の範囲で行うべきものにとどまる というのである。 ([Daniels 1990]) エンハンスメントの許容可能性 他方、 LSchwartz 2005] など)° 少なくとも公的 エンハンスメントは [な保 すな 対 部 わ 5

わけ、 ばしば、 うに規定しても、 概念に関わる原理的な問題をあげておこう。そもそも、 スメントともい ところが、この議論は といった問題がその例であるが、ここでは、この二分法を支える「標準」や 何が典型的であるかが社会や文化、 人類という種が典型的にもつ機能だと規定される ([Daniels 1990]、[Schwarrz 2005] など) 。だが、 いがたい ただちに、 「予防」のような医療実践をどこに位置づけるべきであるのか いくつかの理論的な困難を抱えていると考えられてい 「典型的」とはどういうことなのか、という問題が浮上してきてしまう。 集団などに相対的でしかないように思われる点が、 人間がもつ標準的な機能とは何だろうか。それは るって 「健康」、 単 純 が K 「正常」とい はっきりしなくな 治療とも 重大な理論的

そのような相対性を端的に示すものとして挙げられる例が男性の勃起不全

困

[難となりうると考えられる。

下の論点および、 治療とエンハンスメントの区別に関するさらに包括的な問題点の指摘に関しては LParens 1998 □

に、 に典型的ではない現象、 現象として捉えられてきたわけだが、 当該の社会が利用できる技術に相対的に何を典型的であるとみなすべきかが決まりうる、 である。 E D はある時期までは、 つまり機能不全として認識されて、 その治療薬が開発されて一般に流通するようになるにともない、 一定以上の年齢であれば自 積極的な治療の対象となりつつある。このよう 然に生じる、 とりたてて病 ということが 的 で は 徐々 12

わかるのだ。

なる治療の一 が標準や健康といったものの基準を引き上げていく可能性があることになる。つまり、 以後は標準以下であるとみなされるようになると考えられる。そうだとすると、 ことになり、これによって、エンハンスメントの普及以前には標準的であると見なされていた状態も、 況を想定することでも明らかになる。 現在は少なくとも直観的にいってエンハンスメントであるとみなされるようなものも の概念の基準としての相対性は、 種であるとみなされるようになるわけだ。 この状況では、 い ったんエンハンスメントが社会においてある程度の普及が進 社会の成員の平均的な機能や能力の引き上げが生じる エンハンスメントその この 将来的 プロ セ こスが進 12 んだ状 普及 b む

ど恣意的に定めなければならない場合に生じる困難と同様であるのかもしれない。 れる。ここでの るだけに、 度的・社会的に問題となるのは、 およそのところで区別が可能だというのは かならない。 メントを許容すべきかどうか 以上が示唆しているのは、 根深 もちろん、 困 難は、 概 念的 両者は連続的なスペクトルをなしており、 人の死は連続的な現象であるにもかかわらず、 な問題を抱えつつも、 治療とエンハンスメントとの は おそらく治療とエンハンスメントとの境界線上の 一見したところ妥当であると思われるような まちがいない。 制度面ではなんらかの仕方で線を引かね 間 しかし、 だ明確な境界線を引くことの原理的 公的保険の適用 その両端を比較した場合は 制度のうえではその瞬間をあるて 一治療 いずれに ケースであると考えられ 範囲を定める場合など制 ばならないと考えら /エンハンスメン せよ、 もちろん な困 エ 難 に ほ お

うことが顕著に示されているのである。 メントをめぐる問題はわれ の二分法によっては十分な解決を与えることはできない問題なのであり、この点において、 われがもつ日常的な直観があまり有効に働 かない困難な領域を含んでいる、 エ ーンハ ス

4 価値論的・概念的諸

価値をめぐって――努力・本来性・自己完成

ても、 ある。 ントを許容することは、 るエンハンスメントの力を借りてなされた達成はそうではないように思われる。 を得たにせよ、あくまでも自分の努力を通じてなされた達成が真の称賛に値するのであって、 といった印象を受ける。公平性という観点を抜きにしても、 合いが大きくなる、という場面は日常的にもことかかない。しかし、かりに同様の結果が得られたのだとし を成し遂げた人物に対して称賛を送るが、その達成が相応の努力や労苦の所産であればあるほど賞賛 損なうので許容できない、という議論である (cf. [President's Council 2003]、[Elliott 1998])。 エンハンスメントの許容可能性をめぐるものとして、 エンハンスメントの力を借りて成し遂げられた達成には、どこか本物ではないとか、 直観的な訴求力をもつのが、エンハンスメントは努力や「本来性 authenticity」といっ 努力や本来性といった価値をないがしろにすることにほかならない、というわけで 価値論的議論と呼びうるような議 学業やスポーツなどにおいて、たとえ同じ成果 したがって、 われわれは、 論も提 本来的では たものの価 エンハンスメ 薬物などによ 宗され 何ごとか ない 値

目指すべきは全体としての自己完成であり、 議 論 は 人生 0 目 的 に 関 わる観点か その意味では、 ら補 強される さまざまな下位目的を果たすための手段もまた (cf. [McKenny 1998])° われ わ n が 生 K

ンハンスメントを許容することはできない、と主張される。

れがもつ価値の実現に貢献する、 トならばすべて既存の価値をないがしろにするというわけではなく、場合によってはよりよい仕方でわれわ を通じての本来的な達成としてなおも賞賛に値する行為が存在することだろう。それゆえ、 注がねばならない余地が残ると考えられる。その点では、 そも、ここでいう創造的な課題においても努力がまったく不要になるとは考えにくく、 全体としての自己完成は、 段を提供することを通じて、われわれの行為の可能性を広げ、もっと創造的な課題に向かうことを可能 しかし、これには反論がある。 という点に求められるだろう。そしてこのことは端的に、自己完成へと通じていないだろうか。つまり、 むしろエンハンスメントを通じてよりよく達成されるのかもしれないのだ。そも と考えられるのである。 明らかな技術の恩恵のひとつは、 かりにエンハンスメントを用いたとしても、 不要な労力を削 滅しつつ、さまざまな手 常に何らかの努力を エンハンスメン 努力

らないと考えられる ていくことが不可欠であろう。 スメントが、 以上の主張のどちらが妥当だろうか。それを見極めるには、 その連関的な構造のうちのどの部分にいかなる影響を及ぼすのかを吟味していかなければ 少なくとも、 諸価値が織りなす連関的構造を明らかにし、 価値論そのものをあらためて整備 そのうえでエン 展開 L

在

個体として各成員がもつおおよその均質性は、 介入は、 そうした介入的な技術はきわめて不自然であり、 遺伝子を改変するが、それは要するに技術的な手段によって人体に介入することである。 に論じる。すなわち、 なされる。 価 値 遺伝子の改変は生物種としての人間を維持しがたいものにする。 論的 エンハンスメントはわれわれの社会の存続にとっての脅威であるほかなく、 人間性 そうした理念に訴えて、 あるいは概念的とよびうる議論は、 |の破壊につながるものにほかならない。とりわけ、脳の操作は人格や自己の同一性を危うく エンハンスメントは、 エンハンスメントを許容しがたいものとして反対する陣営は、 能力や特性を強化したり創出したりするために、 現在の社会・共同体が存立するための前提である。そうだと 自然さ、人間性ないしは人間本性といった理念を軸としても 忌避すべきものである。また第二に、 人格の同一性や、 したがって許容するこ 人体へのそのような 同じ生物種に属する しかし、第一に、 脳を操作 次のよう

接的な介入を伴うエンハンスメントと本質的な違いは存在しないのではないだろうか、と。 けられる。教育は間接的であるとはいえ、 育などによって知性を磨くことは、自然でしかも望ましいとされるわけだ。しかし、これには疑念が突きつ 介入的なエンハンスメントを不自然だと述べる第一の主張に賛成する者は、 ってもよいであろうものについては自然だという直観をもっているだろう。伝統的な方法にのっとった教 いうまでもなく、 以上の主張にはそれぞれ、エンハンスメント肯定派から反論が試みられる。 脳の状態を変化させることを通じて知性を磨くのであるから、 日常的なエンハンスメントと おそらく、

とはできず、積極的に禁止していくべきだ、というのである。

⁽⁹⁾ここでは[Fukuyama 2002]や[McKibben 2003]などのエンハンスメント反対論者に典型的に見出しうる主張を適宜、 して議論する必要がどこにあるのか、という疑念を提出しうるが、ここでは扱う余裕がない。 こうした議論の方向を見出すことができる。なお、より根元的な問題として、そもそも努力や自己完成のような古典的価値を共有 こうした観点については [Cole-Turner 1998] などを参照。 もちろん、 [Naam 2005] などエンハンスメントに肯定的な論者にも 要約

エンハンスメントの哲学と倫理

hypothesis」を認めるならば、その根拠が揺らぐのではないだろうか([Levy 2007])。この仮説によれば、 だと認められるのに対し、脳や身体を改変することは不自然だということになるのだろうか。 ない。では、なぜ紙と鉛筆の使用という仕方で、つまり環境を改変することで認知能力を高めることは自 われの認知ないし心は、脳を超えて、身体および道具を含めた環境にまで拡張している。そうだとすると 具合だ。だが、このような見解は、心の哲学において提唱されている「拡張された心仮説 extended mind ろう。たとえば、 『・身体・環境のいずれへの介入も等しく心への介入なのであり、脳や身体を特別なものとみることはでき また、この主張 紙とペンを用いて計算能力を高めることには、 は日常的な道具の利用による能力の強化も自然なものだと前提していると考えられるだ とりたてて咎めるべき点はない、とい

の主張の一部は成り立たない、というわけである。 といった仕方で立論しうるであろう。したがって、 変を通じての人格や自己の変化が許容されるならば、脳への直接介入によって生じる変化もまた許容できる ても、拡張された心仮説に依拠することで批判を加えることができる (cf. [Clark 2007])。ここでも、環境の改 上で述べた第二の主張に現れる、 脳のエンハンスメントによって人格の同一性が揺らぐという議論に関 エ ンハンスメントが人間性の破壊につながるという第二

びつける形で捉え直された人間性を論拠にして議論を展開していくことが有効であるのかもしれない。 あるように思われる。 このように、 自然さや人間性を論拠としてエンハンスメントに反対することは理論的 人間の脳や生物種としての特性に訴えるよりも、 社会や共同 体の存続という視点と結 にはなかなか困

な立場として注目に値するのが、「超人類主義 Transhumanism」である。超人類主義は何よりもまず、 ストヒューマン)になることが可能であり、 スメントを通じて、 ところで、人間性とエンハンスメントをめぐる論争のなかで、そのラディカルさゆえに無視しがたい特 われわれは現人類よりも知的・身体的に優れた存在である超人類 また超人類になるべきである、と主張する。 一見してわかると (トランスヒューマン ーンハ

ある。 おり、 義の政治思想的な位置づけ([Hughes 2004])、 分たちの主張を正当化すべく、 そもそも超人類主義がどのように維持しうるのかが大きな問題となるだろう。 人間 性の維持を唱える陣営とはまっこうから対立する、 超人類化を可能にする技術進歩に関する予測([Kurzweil 2005]) 価値論的な基礎づけ([Bostrom 2003])などを試みているところで あまりにも過激で大胆な立場であるだけに、 現在、 超人類主義者たちは や、超人類主

と問題解決のための有効な資源となるであろう。 超人類主義 スメント を十分に明晰な形で取り出すことができれば、たとえそれに首肯することができないにしても、 いまのところ超人類主義の主張は、 に関わる議論の位置づけについて考察する際に参照すべき準拠点となると考えられる。 に関して哲学的な観点から丹念に吟味するという作業は、 理論的観点からいって未整備な点が少なくない。とはいえ、 エンハンスメントに関する今後の思索 したがって、 その主張 エンハン

ぎないが、 度からの議論が展開されていくことだろう。本稿は現状の概念的な見取り図を描き出すささやかな試みにす れている。しかし、 いがたい。また、その深さと広がりは推し量りがたく、おそらく今後も新しい論点に関してさまざまな角 以上のようにエンハンスメントをめぐっては、 エンハンスメントが、これからの個人の生き方や、 まだまだそうした論点の含意や相互の関連性については十分に明らかにされているとは 非常に重要でしかも多岐にわたる論点に関して議論が行 社会の構想、 そして人類の未来のあり方を左

∟Fukuyama 2004]

がある

[:]去という形での脳への介入が人格の同一性にもたらす影響について論じたものとしては[中澤 2008]を参照 人間と機械が融合してサイボーグ化が進展したときの、 [松田 2008]がある。また、ここでの議論と方向が異なるが、D・パーフィットに依拠しながら、とくに薬物による記憶の 一般向けの導入としては [Naam 2005] を参照。また、[Agar 2007] がサーベイとして参考になる。 自他の区別への影響、人間の尊厳概念の適用可能性について論じたも 批判としては

文献表

- [Agar 2007] : Nicholas Agar, "Whereto Transhumanism? The literature reaches a critical mass", Hastings Center Report 2007, 37, no.3: 12–17
- Bostrom 2003] : Nick Bostrom, "Human genetic enhancement: A Transuhumanist perspective", Journal of Value Inquiry, 2003, Vol. 37. No
- [Clark 2007] : Andy Clark, "Re-inventing ourselves: the plasticity of embodiment, sensing, and mind", Journal of Medicine and Philosophy, 2007, 32:3.
- [Daniels 1990] : Norman Daniels, "Equality of what: Welfare, resources, or capabilities?", in Justice and Justification: Reflective Equilibrium in Theory and Practice, Cambridge University Press, 1996.
- Elliott 1998] : Carl Elliott, "The tyranny of happiness: Ethics and cosmetic psychopharmacology", in [Parens ed. 1998]
- [Farah et al. 2004] : Martha J. Farah et al., "Neurocognitive enhancement: what can we do and what should we do?", Nature Reviews Neuroscience
- [Fukuyama 2002] : Francis Fukuyama, Our Posthuman Future: Consequence of the Bionechnology Revolution, Farrar Straus & Giroux, 2002. (邦訳: p ランシス・フクヤマ『人間の終わり――バイオテクノロジーはなぜ危険か』、鈴木淑美訳、ダイヤモンド社、二〇〇二年
- [Fukuyama 2004] : Francis Fukuyama, "Transhumanism", *Foreign Policy*, September/October, 2004, pp.42–3.
- [Hughes 2004] : James Hughes, Citizen Cyborg: Why Democratic Society Must Respond to the Redesigned Human of the Future, Westview Press, 2004
- [金森 2005]:金森修『遺伝子改造』、勁草書房、二○○五年。
- _Kurzweil 2005]:Ray Kurzweil, The Singularity is Near, Penguin Group, 2005.(邦訳:レイ・カーツワイル『ポスト・ヒューマン誕生』井上 健監訳、NHK出版、二〇〇七年)
- [Levy 2007] : Niel Levy, Neuroethics, Cambridge University Press, 2007.
- [町田・島薗編 2007]: 町田宋鳳・島薗進編『人間改造論』、新曜社、二〇〇七年。
- -松田 2008] : 松田純「サイボーグ化と人間の尊厳」http://www.hss.shizuoka.ac.jp/shakai/ningen/staffs/matsuda.html より取得可能
- [McKenny 1998] : Gerald P. McKenny, "Enhancements and the ethical significance of vulnerability", in [Parens ed. 1998] .
- [McKibben 2004] : Bill McKibben, *Enough: Suying Human in an Engineered Age*, Owl Books.(邦訳:ビル・マッキベン『人間の終焉 ノロジーはもう十分だ!』、山下篤子訳、河出書房新社、二〇〇五年)
- [Moreno 2006] : Jonathan D. Moreno, Mind Wars: Brain Research and National Defense, Dana Press, 2006.(邦訳:ジョナサン・D・モレノ『操

作される脳』、西尾香苗訳、アスキー・メディアワークス、二〇〇八年)

[Naam 2005]:Ramez Naam, 2005, *More Than Humun*, Broadway Books, 2005.(邦訳:ラメズ・ナム『超人類へ!』西尾香苗訳、インター シフト、二〇〇六年)

[中澤 2008]: 中澤栄輔「記憶の消去と人格の同一性の危機」、[信原・原編 2008]、所収

[信原・原編 2008]: 信原幸弘・原塑編『脳神経倫理学の展望』、勁草書房、二〇〇八年。

[信原 2008a] : 信原幸弘「脳神経科学と倫理」、[信原・原編 2008]、所収。

[Parens ed. 1998]: Eric Parens ed., *Enhancing Human Tratis*, Georgetown University Press, 1998. [信原 2008b]: 信原幸弘「脳科学と心の機械化」、『哲学』、第五九号、九七——一一四頁

[President's Council 2003] : The President's Council on Bioethics, Beyond Therapy: Bionechnology and the Pursuit of Happiness, Regan Books, 2003. ([Parens 1998] : Eric Parens, "Is better always good? The enhancement project", in [Parens ed. 1998] . 訳:レオン・R・カス編『治療を超えて――バイオテクノロジーと幸福の追求』、倉持武監訳、青木書店、二〇〇五年)

[Schwartz 2005] : P. M. Schwartz, "Defending the distinction between treatment and enhancement", American Journal of Bioethics, 2005, 5(3)

_生命環境倫理ドイツ情報センター 2007]: 生命環境倫理ドイツ情報センター『エンハンスメント――バイオテクノロジーによる人間 改造と倫理』、松田純・小椋宗一郎訳、二〇〇七年。

_植原 2007] : 植原亮「スマートドラッグがもたらす倫理的問題――社会と人間性」『UTCP研究論集』、東京大学21世紀COE共生 ·島薗 2005]: 島薗進「生命の価値と宗教文化――生命科学技術と生命倫理をめぐる文化交渉の必要性」、[上田・渡辺編 2008]、所収 のための国際哲学交流センター、Vol.8、pp.37-54、二○○七年。

·上田・渡辺編 2008]:上田昌文・渡部麻衣子編『エンハンスメント論争 ——身体・精神の増強と先端科学技術』、社会評論社 植原 2008]:植原亮[薬で頭をよくする社会――スマートドラッグにみる自由と公平性、そして人間性」、[信原・原編 2008]、所収

Wolpe 2002]: P. R. Wolpe, "Treatment, enhancement, and the ethics of neurothrapeutics", Brain and Cognition, 2002, 50(3), pp.387–95